



Title	ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争(一)
Author(s)	権左, 武志
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 1269-1305
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16739
Type	bulletin (article)
File Information	40(5-6)2_p1269-1305.pdf



[Instructions for use](#)

ヘーゲル法哲学講義をめぐる近年の論争(一)

権左武志

目次

一 序

二 戦後『法哲学』解釈の動向

- (一) 伝統的解釈の原型
 - (二) 伝記的記述における更新
 - (三) 理論的解釈における更新
 - (四) 近年における理論的解釈
 - (五) 発展史的解釈における進展
- 三 第一次法哲学講義公刊をめぐる論争

(一) 伝記的記述

(二) 理論的解釈

- (三) 文献学的見解 (以上本号)
 - (四) 伝記的記述における異論
 - (五) 理論的解釈における異論
 - (六) 文献学的見解における異論
- 四 第二次法哲学講義公刊をめぐる論争
- 五 回顧と展望

一 序

エルンスト・カッシーラーは、ナチ政権成立後の亡命生活の中で執筆された遺著『国家の神話』において、カール・ポツパーに代表されるような全体主義に対するヘーゲルの理論的責任を告発する当時の議論に対しては終始アンヴィヴァレントな立場を取っている。カッシーラーによれば、ヘーゲルの国家学説が帝国主義とファシズムを準備するのに貢献したとしても、

「ヘーゲルによる国家権力の理想化と現代の全体主義体制の特徴を成すあのような偶像化との間には明白な紛れもない相違が存在している。」^①そして、このようなヘーゲル解釈における両義性はヘーゲルそれ自体の二面性、即ちプロイセン国家の称揚と特定国家を超える普遍主義、伝統の力を擁護する保守主義とフランス革命への深い理解、自然法的国家論への批判とロマン主義的国家論との対決というヘーゲルにおける相対立する二つの要素の混在から説明される。「保守主義はヘーゲルの倫理学説の最も著しい特徴の一つである。にもかかわらず、それが全てではない。それは特殊な偏った側面に過ぎず、それを全体と見誤ってはならない。ヘーゲルの政治理論や歴史哲学には相反する二つの傾向の奇妙な混淆が認められる。」^②

現在の地点から過去のヘーゲル解釈を振り返ってみる時、カッシーラーがヘーゲル政治理論のうちに見出した相対立する二つの要素の抗争はヘーゲル『法哲学』の解釈史についても同様に見出すことが出来るのであり、従来の『法哲学』解釈の歴史はそれ自体相対立する二つの解釈の抗争の歴史であったと言える。即ち、戦前の伝統的解釈においては「国家の神話」に対するヘーゲルの寄与が、国家の脱神話化・相対化という規範的意識に支えられつつ批判の対象とされてきたのに対し、戦後の諸解釈はこのようなヘーゲル像がその時々々の歴史状況によって規定された今一つの神話、「ヘーゲル神話」(ウォルター・カウフマン)に他ならないことを示しつつ、ヘーゲルにおけるリベラルな諸側面を発掘することによってヘーゲルをめぐる神話の解體とヘーゲル政治理論の公正な再解釈を試みてきた。^③

しかし、近年一九七三―七四年及び一九八三年の二度にわたり、ヘーゲルがベルリン大学とハイデルベルク大学において一八一七年から一八三一年にかけて行った法哲学講義の筆記録が公刊されるに及んで、『法哲学』解釈は新たな局面を迎えることとなった。この新たな資料の公刊を契機として、カッシーラーがヘーゲルのうちに見出したヤヌスの像の如き二面性を一八二〇年に公刊された『法哲学』と法哲学講義の間に見出し、これ

によって従来の新旧両解釈の抗争に終止符を打ち、両者を総合せんとする見解が、筆記録の編集者カール・ハイント・イルディングによって唱えられるに至ったからである。だが、著作と講義の間の断絶を指摘するこの見解は、直ちに両者の連続性を主張する反論を呼び起こし、『法哲学』という古典的テキストは法哲学講義との間の連続或いは非連続をめぐる新たな論争の渦中に投げられることとなった。

このような錯綜した解釈状況の下で法哲学講義を解釈対象に取り入れつつ『法哲学』の再解釈を試みるに当たっては、その前提条件として現在に至るまでの諸解釈を交通整理しつつ論点を析出・確定する作業が不可欠である。それ故本稿は、ヘーゲル『法哲学』と法哲学講義との相互連関を具体的に考察する為の予備作業として、法哲学講義をめぐる近年の論争を従来の諸解釈との関連において概括し、今後の考察枠組を設定することを目的とする。以下では、まず二において、戦前・戦後の新旧両解釈を概観した後、三、四において法哲学講義をめぐる近年の論争を三つの次元に整理しつつ考察し、五において論争を総括しつつヘーゲル政治理論を解釈する為の今後の指針を提示したい。

以下の文献からの引用は、本文中に略号を以て示す。略号の後のローマ数字は引用文献の巻数を、アラビア数字はページ数を表す。

〈全集〉

WB = G. W. F. Hegels Werke, Vollständige Ausgabe durch einen Verein von Freunden des Verewigten, 18 Bde., Berlin 1832 - 45.

WL = G. W. F. Hegel, *Sämtliche Werke*, hrsg. von Georg Lasson, Leipzig 1905 ff. (全二一巻中一一'一六'一七巻を欠く。)

WG = G. W. F. Hegel, *Sämtliche Werke, Jubiläumsausgabe in zwanzig Bänden*, hrsg. von Hermann Glockner, 26 Bde., Stuttgart 1927 ff.

WH = G. W. F. Hegel, *Sämtliche Werke, Neue Kritische Ausgabe*, hrsg. von Johannes Hoffmeister, Hamburg 1952 ff. (公刊されたのは五'一一'一二'一八'二七―三〇巻のみに留まる。)

W = G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*, Redaktion Eva Moldenhauer und Karl Markus Michel, Frankfurt a. M. 1970 - 71.

GW = G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft, hrsg. von der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg 1968 ff. (一九八九年現在、四、六一九、一一、一一、一七、一九、二二巻のみが公刊されている。)

〈法哲学講義〉

VI = G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818 - 1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von Karl-Heinz Ilting, Bd.1 Stuttgart-Bad Cannstatt 1973, Bde.2-4 Stuttgart-Bad Cannstatt 1974.

VH = G. W. F. Hegel, *Philosophie des Rechts, Die Vorlesungen von 1819/20 in einer Nachschrift*, hrsg. von Dieter Henrich, Frankfurt a. M. 1983.

VW = G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachgeschrieben von P. Wannemann*, hrsg. von [den Mitarbeitern des Hegel Archivs] mit einer Einleitung von Otto Pöggeler, Hamburg 1983.

VWH = G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wannemann (1817/18) und Homeyer (1818/*

19), hrsg. eingeleitet und erläutert von Karl-Heinz Ilting, Stuttgart 1983.

〈その他〉

Br = *Briefe von und an Hegel*, Bde.1-3 hrsg. von Johannes Hoffmeister, Hamburg 1952-4 (= WHX XVII - XXIX), Bd.4 hrsg. von Friedhelm Nicolin, Hamburg 1977, 1981.

Enz = G. W. F. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1830)*, hrsg. von Friedhelm Nicolin / Otto Pöggeler, Hamburg 1969.

(1) Ernst Cassirer, *The Myth of the State*, New Haven 1946, p. 276. (『國家の神話』創文社、一九六〇年、三六三頁。)

(2) *Ibid.*, p. 252. (前掲、三三四頁。)

(3) 本稿で「戦前」と言う場合、一八四八年革命の後、クーゲル哲学がクーゲル学派の失墜と共にその思想的影響力を失って以来、第二次大戦に至るまでの期間を指し、「戦後」と言う場合には、最初の法哲学講義が公刊される以前、一九七〇年代初頭に至るまでの期間を指している。

二 戦後『法哲学』解釈の動向

(一) まず、法哲学講義公刊とこれをめぐる近年の論争を考察するに先立って、戦後新たに展開された『法哲学』解釈のうちに見出される特徴的動向を、戦前の伝統的解釈と対比しつつ明らかにしたい。そこで、戦前に形成された伝統的解釈の原点を成し、その後のヘーゲル解釈を永きにわたり規定する原型とも成ったルドルフ・ハイムの解釈を最初に見てみたい。¹⁾

D・F・シュトラウスの思想的影響を受け、三月革命に際してはフランクフルト国民議会議員として小ドイツ主義の立場を取ったハイムにとり、ヘーゲル哲学とプロイセン国家は理論・実践の両面における批判対象として内的連関を有すると前提されている。ハイムによれば、解放戦争の後プロイセン国家が復古期に入ると共に、ベルリン大学教授に就任しこれと一体化したヘーゲルの哲学は「プロイセン復古精神の学問的住処」と化し、ヘーゲルは「公認の復古哲学者ないしはプロイセンの国家哲学者」として認められるに至った。²⁾ このようなヘーゲル哲学とプロイセン国家との同一性という先行判断は次の四点において証明されるとハイムは考える。第一に、ヘーゲルは『法哲学』の序文において、ブルシェンシャフトの理論的指導者J・F・

フリースの心情主義的哲学を、更には彼がヴァルトブルク祭で行った演説内容を批判と中傷の対象とし、彼からイェナ大学教授の職を剝奪したプロイセン政府の処置を追認している。『法哲学』序文でのこのようなフリース批判は、カールスバード決議を以てブルシェンシャフト運動を抑圧していた当時の復古体制の下にあつては「学問的に定式化された、カールスバード警察制度とデマゴグ狩りの正当化」を意味した。³⁾

第二に、同じくこの序文において述べられた「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である。」というあの命題は、一八二一年のプロイセンに現存するがままの現実を是認する「政治的保守主義、静観主義、楽観主義の絶対的定式」を表現している。⁴⁾ 確かに、ヘーゲル自身は後年「エンチクロペディ」第二版(一八二七年)の中で、「現実性」(Wirklichkeit)と「定在」(Dasein, Existenz)、理性的な真の現実と経験的・現象的な現実とを区別しつつ、『法哲学』序文における「現実的なもの」(was wirklich ist)は後者ではなく、前者を意味すると弁明している。⁵⁾ しかし、先の二重の命題には、現実なるもののこの二重の意味に対応するヘーゲルの体系全体の両義性が言い表わされている。つまり、命題の前半で言われているのが、理性的概念を具体化・現実化する『論理学』の観念論的立場であるのに

対し、後半で言われているのは、現存する現実を理想化・概念化する『法哲学』の経験論的立場であつて、「この哲学は論理学では概念を現実へと高めるのに対し、倫理学では現実に理性的価値を付与する。」従つて、「この体系は論理学の部門では革命的だが、実践的部門では保守的なのである。」⁶⁾

第三に、『法哲学』の中で客体的倫理に対して主体の内面性(道徳性)が被る偶有的性格は、復古精神が主体的自由に対して示す否定的態度を表現している。ヘーゲルが道徳性の自立的尊厳を一時的に承認するのは、「教育上の妥協からのみ」説明可能であつて、イエナ初期における「道徳性の単なる偶有的妥当性は消失したのではなく、むしろスコラ哲学的体系編成を通じて一層明確に強調されている。道徳性は抽象的法と客体的倫理の間の中間に置かれることによつて、自由及び理性的なものが生成する際の単なる通過点となつてゐる。」⁷⁾このようにヘーゲルにおいて主体的なもの一般が軽視される要因は、近代的・自覚的精神とギリシア的・客体的精神との結合を志向しつつも、究極において前者に対し後者が優位する点に求められる。「まさに『法哲学』において、個人主義に対する調和主義の勝利、近代的原理に対する古代的原理の勝利……は頂点に達する。」⁸⁾

第四に、これに対応する形で国家像においても古代的意識が

近代的現実のうちに混入し、ここからプロイセン国家の前近代的現実が正当化される。つまり古代的形式と近代的素材との不条理な混淆から国家の古代的規格化・絶対化がもたらされると共に、近代国家の生命を成す立憲主義的・自由主義的諸原理が損なわれることになる。『法哲学』は古代的・共和主義的な見解と信条という名の下で、近代自由主義の一定の諸要素に対し、復古の始まりに反対する当時の全精神に対し体系的な戦いを挑んでいる。⁹⁾このように「徹底した、はばかることのない現存する政治的現実の理想化」は他に類例を見ないのであつて、「一八二一年のプロイセン国家を特徴づけるあらゆるものがこの国家哲学のうちに見出される。」ここに『法哲学』における理性的概念に対する経験的現実の優位は明白となり、「一時的なるものを絶対化する」が故に、『法哲学』は一時的なるもの一般の運命、即ち没落を免れることはできないと宣言される。¹⁰⁾

ヘーゲルに対し下された「プロイセンの国家哲学者」ないしは「復古哲学者」というハイムのこの宣告は、三月革命以前には『法哲学』を対象として為された多様な諸解釈に終止符を打ち、ヘーゲル政治哲学を論ずる際の自明の前提として、以後約一世紀にわたり『法哲学』解釈を規定することとなつた。のみならず、ドイツ統一(一八七一年)に始まり第一次大戦の勃発(一

九一四年)を経てナチ政権成立(一九三三年)へと連なるその後のドイツ史の展開の中で、プロイセンの国家哲学者というこのヘーゲル像の上に、「ナシヨナリスト」ないしは「国家社会主義者」ヘーゲルという新たなヘーゲル像が重ね合わされる。まず、プロイセンによるドイツ統一を翌年に控えた一八七〇年、K・ローゼンクランツやK・ケストリンにより、「ドイツの国民的哲学者」と解釈されて以来、これに続くドイツ・ナシヨナリズムの高揚期にあつて、ヘーゲルはF・マイネッケやH・ヘラーにより、ビスマルクの登場に先立ち「強国思想」(Machtstaatsgedanke)を説いたナシヨナリズムの哲学者として解釈されることとなつた。¹³⁾ 次いで、ワイマール共和国崩壊とナチズムの政権掌握という衝撃の下で、カール・ポツパーはハイムに始まる批判を俗流化された形で集約しつつ、ヘーゲルと全体主義イデオロギーとの親和性を指摘する。ポツパーによれば、ヘーゲルは「プロイセン主義最初の公認哲学者」として「国家が全てであり個人は無である」という国家崇拜、「力は正義なりという学説」を説いたとされる。¹⁴⁾ それは、一方でフリードリッヒ・ヴィルヘルム三世に始まり、ビスマルクを経て、ヒットラーへと至るプロシア主義の原点を成すと共に、他方で遙かプラトンにまで遡る「開かれた社会に対する闘争」の現代における蘇生

を意味するのであつて、ヘーゲルは歴史上「プラトンと現代的形態の全体主義との間のいわば『失われた環』」を表現している。¹⁵⁾

このようなナシヨナリストないしは国家社会主義者というヘーゲル解釈の背後には、これを積極的に促進する一群のヘーゲル主義者——「新ヘーゲル主義」と呼ばれる——が存在したことを見逃すことはできない。例えば、アドルフ・ラッソン、J・コーラー、ゲオルク・ラッソンによつて『法哲学』はビスマルクの対内・対外政策に象徴されるような伝統的権威主義と帝国主義的拡張を正当化する為に使用され、G・ドゥルカイト、J・ビンダー、K・ラレンツに至つては——公式のナチ・イデオログ(ローゼンベルク、ボユムラー、C・シュミットら)はヘーゲルを拒絶したにもかかわらず——ヘーゲルの中に「民族共同体」(Volksgemeinschaft)の哲学者を見出し得ると考えた。にもかかわらず、これらの解釈が一八七一年・一九一四年・一九三三年という時々の時代状況によつて歴史的に規定されたヘーゲル像に依存する形で為されたことは明らかであり、戦後のヘーゲル解釈はナシヨナリストないしは国家社会主義者ヘーゲルという解釈を論駁しつつ、むしろこれら戦前の解釈が自明の前提として受け取つてきたプロイセンの国家哲学者ヘーゲル

というハイムのテーゼを問い直す作業として遂行されることになった。

- (1) Rudolf Haym, *Hegel und seine Zeit*, Berlin 1857, Nachdruck Hildesheim / New York 1974. ここでは、戦後展開された新たな解釈の特色を把握する為、戦前に形成された伝統的解釈の原型を成すものとしてハイムを取り上げるのであつて、戦前の伝統的解釈を包括的な形で叙述することは意図されていない。三月革命以前並びに戦前の『法哲学』解釈を包括的に記述する試みとしては、Manfred Riedel, “Einleitung”, in M. Riedel (hrsg.), *Materialien zu Hegels Rechtsphilosophie* Bd.1, 1975 Frankfurt a. M., 11-49 ; Henning Ottmann, “Hegel und die Politik, zur Kritik der politischen Hegellegenden”, *Zeitschrift für Politik* XXVI 1979, 235-253. が挙げられる。
- (2) Ebd., S. 359, 367.
- (3) Ebd., S. 364.
- (4) Ebd., S. 365.
- (5) GW XIX 32 f., vgl. Enz 38 f.

(6) Haym, a. a. O., S. 368, 369.

(7) Ebd., S. 375 f.

(8) Ebd., S. 377.

(9) Ebd., S. 383.

(10) Ebd., S. 386.

- (11) 例えばガンズによるリベラルな再解釈、シューバルトによる保守主義的告発、ルーゲやマルクスによる批判的注釈を挙げる事が出来る。これら三月革命以前の語解釈については、M. Riedel, a. a. O., S. 21-29. の他に次の論文が参考になる。Vgl. M. Riedel, “Hegel und Gans”, in Hermann Braun, M. Riedel (hrsg.), *Natur und Geschichte, Festschrift für Karl Löwith zum 70. Geburtstag*, Stuttgart / Berlin / Köln / Mainz 1967, 257-273 ; Shlomo Avineri, “Hegel revisited”, *The Journal of Contemporary History* III 1968, 133-147.
- (12) S. Avineri, “Hegel and Nationalism”, *The Review of Politics* XXIV, October 1962, reprinted in Walter Kaufmann (ed.), *Hegel's Political Philosophy*, New York 1970, 112-4. ハイム以前においてクーゲルは後年の如くトイッ・ナシヨナリズムの先駆者と位置付けられ

てはいない。三月革命ではドイツ統一を模索し、後に国民自由党創立者の一人となったハイムにとり、ナポレオンに対するヘーゲルの終始一貫した支持は「祖国の利害に対する裏切り」以外の何物でもなかった。(Haym, a. a. O., S. 273.)

(13) Friedrich Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat* (1907), in F. Meinecke, *Werke* Bd.5, München 1962. マイネッケはヘーゲルとヒスマルクの間の理念史上の対応を想定しつつ、「三人の偉大な国家解放者」としてヘーゲル、ランケ、ヒスマルクの名を挙げている。(Ebd., S. 236. 『世界市民主義と国民国家』岩波書店、一九六八年、二九八頁。)

(14) Karl R. Popper, *The Open Society and its Enemies*, London 1945, 4th ed. 1962, pp. 29, 31, 41. (『開かれた社会とその敵 第二部』未来社、一九八〇年「三四」三六、四五頁。)

(15) *Ibid.*, pp. 30, 31. (前掲「三六頁」)

(16) M. Riedel (Hrsg.), *Materialien zu Hegels Rechts-philosophie* Bd.1, S. 30-32. 日本においてこの新ヘーゲル主義の動向に対応するものとして、金子武蔵「ヘーゲル

の国家観」(岩波書店、一九四四年)を挙げる事が出来る。この著作は『法哲学』を体系的に解釈する我国初の試みとして、個々の点では今日なお参照に値する解釈を示しつつも、ヘーゲルの国家観のうちに英米の個人主義と独ソの全体主義を共に克服すべき人倫国家の形成を見出すという点で、基本的には当時の京都学派によって唱えられた「近代の超克」論の理論圏域から脱していない。なお、戦中に公刊された第一刷(一九四四年六月八日)と戦後再版された第二刷(一九五〇年三月二〇日)の間では、序論並びに結論において記述の変更が見られる。

(二) 戦前約一世紀にわたり形成された伝統的解釈を問い直す試みは、既に第二次大戦の最中、ノックス、マルクーゼ、カーチらにより、ヘーゲルと全体主義イデオロギーとの親近性を指定するポツパーや新ヘーゲル主義の解釈に対抗する形で開始された¹⁾。そして、戦後のヘーゲル解釈はこのノックスらの解釈を出発点としつつ、プロイセンの国家哲学者ヘーゲルという戦前の解釈が拠って立つ基本テーゼに対する反定立として展開されることとなった。以下では、戦後新たに展開されたヘーゲル解釈を、伝記的記述、理論的解釈、発展史的解釈という三つ

の次元に区分しつつ、旧来の解釈との対比において考察したい。

まず、伝記的記述の次元において戦前の解釈を更新する試みを、ノックス、アヴィネリ、ドントに即して順次見てみたい。

ノックスによれば、第一にハイム以来自明視されてきたヘーゲルとプロイセン国家の同一性は、『法哲学』が公刊されるに至る現実の過程を顧みる時極めて疑わしいものとなる。一八一九年一〇月三〇日付のヘーゲルの書簡(Br II 220)から、カールスバード決議が可決された九月二〇日までに、『法哲学』の草稿が完成されていたことが明らかになるが、これに対し、『法哲学』の序文日付は翌一八二〇年六月二五日であり、更に表題に付された公刊年は一八二一年となっている。このように、『法哲学』の公刊が遅延されるに至った理由は、カールスバード決議によって全出版物に課されることとなった「検閲に対する恐れ」以外には考えられないが、それはヘーゲルとプロイセン当局との間に一定の緊張関係が存在したことを示唆している²⁾。第二にノックスは、当時の政治状況を考慮に入れる時、『法哲学』序文でヘーゲルがフリースに対し行った批判は一定の正当性を有していたことを指摘する。一八一九年三月イェナ大学の学生カール・ザントが、ロシアのスパイという嫌疑をかけられていた作

家コツェブーを暗殺するという事件が起こっていたが、フリースによる心情や熱狂の重視はこのようなテロ行為を帰結せざるを得ないということこそ、ヘーゲルがフリースを批判した際言わんとした点であった³⁾。

アヴィネリもまた、ノックスと同様フリース批判の正当性を主張する。ヘーゲルが批判対象としたフリース及びブルシエンシャフトは、反ユダヤ主義と道徳的主観主義を唱え、その帰結としての政治的テロルを容認するという点で、後にナチズムにおいて頂点に達する排外主義、非合理主義を先取りしていた。従って、ヘーゲルのフリース批判を以て直ちにこれを反自由主義の証と見なすことはできない⁴⁾。だが、ヘーゲルとプロイセンとの緊張関係を示唆するノックスとは異なり、アヴィネリは、一八一八年当時におけるプロイセンの進歩的性格を強調することによって、ヘーゲルとプロイセンとの同一性という固定観念の内実に対し意味転換を施そうとする。アヴィネリによれば、ヘーゲルをプロイセン国家との同一化故に批判する戦前の解釈は、後年のプロイセン像を過去に投影することで成り立っている。即ち、両者の結合のうちに反自由主義・反ナショナリズムを見出したハイムの解釈は、三月革命当時のプロイセン像に基づくのに対し、反自由主義・ナショナリズムを見出したポツパー

の解釈は、一八七一年以後のプロイセン像に基づいている。しかし、一八一八年にヘーゲルが提携することになったプロイセンは、一八四八年のプロイセンでも一八七一年のプロイセンでもなく、シュタイン、ハルデンベルクにより改革され近代化されたプロイセンであった。⁵

伝記的記述において伝統的解釈を更新する試みは、更にジャック・ドントによつて主題として取り上げられ精緻化された。第一にドントは、一方でアヴィネリと同様に、改革期プロイセンに対応する形でヘーゲルの保護者たち(宰相ハルデンベルク、文部大臣アルテンシュタイン、文部参事官シュルツェら)が有していた進歩的性格を強調しつつ⁶、他方でノックスと同様に、宮廷及び警察・検閲当局とヘーゲルとの間に緊張関係が存したこと、一八一九年一〇月一八日検閲令発布によつて『法哲学』が公刊延期を余儀なくされたことを指摘する⁷。そして、プロイセン政府との提携と緊張というこの矛盾に満ちた関係は、プロイセン政府の内部が決して一枚岩的な同質性に貫かれたものではなく、アルテンシュタイン、シュルツェらに代表される改革派と警察大臣ヴィンゲンシュタイン、警視總監カンプツに代表される復古派という異質な二つの勢力から成り立っていたことから説明される。⁸

第二にドントは、ノックス、アヴィネリらと同様、フリースやブルシエンシャフトが国粹主義とユダヤ人排斥の傾向を帯びていたこと、その限りでヘーゲルのフリース批判が正当性を有することを指摘しつつ⁹、同時に、ヘーゲルがブルシエンシャフト・メンバーとの間に積極的・友好的関係を保っていたことを強調する。デマゴグ狩りにより迫害されたヘニング、カロヴェ、フェルスター、クザン等は、ヘーゲルの弟子、教え子であり、ヘーゲルは保釈の嘆願や保釈金支払い、職の斡旋を通じて彼らを援助していた¹⁰。ブルシエンシャフトに対する批判と擁護というこのような両義的關係は、ブルシエンシャフト運動とその周辺に位置する知識人の内部において見解の相違が存在したこと、つまり「極めて分裂していたブルシエンシャフトに対するイデオロギー上の感化をめぐって、フリースとの競合をヘーゲルが考えていた」ことから説明される¹¹。それは、ヘーゲルと同じく、カロヴェがブルシエンシャフト内で国粹主義、反ユダヤ主義に反対する立場をとっていた点¹²、カロヴェやフェルスターがザントの行為に対し批判的であった点¹³に何よりも示されている。

ドントによれば、以上のような二重のレベルにおけるヘーゲルの両義的關係——即ち、プロイセン政府との提携と緊張、プ

ルシェンシャフトに対する批判と擁護——を理解する時に初めて、「知られざるヘーゲル」の真の姿を知ることが可能となる。それは「進歩的改革者」或いは「圧政に苦しむ者の弁護者」という全く新たなヘーゲル像であった。¹⁵⁾

- (一) T. M. Knox, "Hegel and Prussianism", *Philosophy*, January 1940, reprinted in Kaufmann (ed.), *op. cit.*, 13-29; Herbert Marcuse, *Reason and Revolution*, *Hegel and the Rise of Social Theory*, London / New York 1941, rpt. Atlantic Highlands, N. J. 1983 (『理性と革命』岩波書店 一九六一年); Georg Lukács, *Der junge Hegel, Über die Beziehungen von Dialektik und Ökonomie*, Zürich 1948, Frankfurt a. M. 1973. (『ルカーチ著作集』一〇一一巻 白水社 一九八七年。)
- (二) Knox, "Hegel and Prussianism", 15-17.
- (三) *Ibid.*, 18. 更だカウフマンによれば「フリースは一八一六年に公刊した『ユダヤ人によりドイツ人の福祉と特性が陥っている危険について』と題されたパンフレットの中で反ユダヤ主義を公然と鼓吹していた。Vgl. W. Kaufmann, "The Hegel Myth and Its Method," *The Philosophical Review*, October 1951, reprinted in Kaufmann (ed.), *op. cit.*, 137-171, 146. またマルクレーによれば「ブルシェンシャフトの当時の主張のうちにファシズムの民族共同体というイデオロギーを認めることは格別困難なことではない。『事実、ヘーゲルの立場と国家社会主義との関係よりも、民族主義と反合理主義を唱えるブルシェンシャフトの歴史的役割と国家社会主義との関係の方が遙かに密接なのである。』Vgl. Marcuse, *op. cit.*, p. 180. (前掲 二〇一頁。)
- (四) S. Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*, Cambridge 1972, pp. 119-122. (『ヘーゲルの近代国家論』未來社 一九七八年 一九〇一三頁。)
- (五) *Ibid.*, pp. 115-6. (前掲 一八五-一六頁。) この点は既にヴェーユによっても指摘されている。 Cf. Eric Weil, *Hegel et l'Etat*, Paris 1950, pp. 18-9.
- (六) Jacques D'Hondt, *Hegel en son temps (Berlin, 1818-1831)*, Paris 1968. (『ベルリンのヘーゲル』法政大学出版局 一九八三年 五六-七四頁。)
- (七) 前掲 九四-一〇一、一三三-一三五、一五二頁。
- (八) 前掲 七八-九頁。

(9) 前掲、一三六一九、一四九一―一五四頁。

(10) 前掲、一六八―二三三頁。

(11) 前掲、一三五頁。警察・検閲当局とヘーゲルとの緊張に満ちた関係を考慮に入れる場合、ヘーゲルのフリース批判は最終的に次のように理解される。「検閲と警察の脅威に對して、「序文」の反フリースの立場は、もしもの場合には「法哲学」全体にとつての避雷針として役立ち得たであろう。」(前掲、一四一頁。)

(12) 前掲、一四七、一五〇―三、一八五頁。ユダヤ人入会問題をめぐり、ヘーゲルがハイデルベルク・ブルシェンシャフトに与えた影響については、Avineri, "A Note on Hegel's View of Jewish Emancipation", *Jewish Social Studies* XXV 1963, 145-151. が論じてゐる。

(13) ドント、前掲、二二二頁。

(14) 前掲、一六五、二九五頁。

(三) 次いで、理論的解釈の次元において戦前の解釈を更新する試みを、リッター、リーデル、アヴィネリに即して見みたい。ヘーゲルと復古精神との同一視に對して異議を唱える解釈は、既に戦中においてマルクーゼとルカーチによつて試みら

れていた。ここでは、従来『法哲学』を解釈する際一八二〇年代のプロイセン復古体制へと限定されていた視野を、これに先行する時代にまで拡大し、フランス革命並びにイギリスの産業革命との関連の下でヘーゲル『法哲学』を捉える必要が強調される。マルクーゼによれば、思想が現実を支配すべきであるというフランス革命の原理は、ヘーゲル哲学の核心を成しており、彼の理性概念に批判的・論争的な性格を付与している¹⁾。そして、ヘーゲルにとつての中心の問題は産業化に伴い現われる市民社会の無政府状態であつて、彼の権威主義的国家は市民社会の紛争の構造により余儀なくされている²⁾。またルカーチによれば、ヘーゲルは「言葉の最も深い意味で独創的に時代の諸問題に接近している『カント以降唯一の時代の哲学者』であつて、「弁証法の全ての問題は…その時代の二つの世界的事実、つまりフランス革命とイギリス産業革命との対決において生じてきた」ことがヘーゲルの思想的発展史から明らかにされるとされる³⁾。

ヘーゲルと近代革命との連関に注目するこの観点は、旧ヨーロッパの伝統の中でヘーゲルを把握するヨアヒム・リッターやマンフレット・リーデルの解釈において伝統主義的変容を被りつつ継承され、包括的に展開された。リッターは、まず戦前の解釈の原点を成すハイムのヘーゲル批判にまで遡りつつ、ハイ

ムにとり理性と経験的現実の同一視、国家の神格化を意味すると考えられた諸命題が伝統的形而上学に由来すること、ヘーゲルにおいて政治理論と伝統的形而上学とが不可分な形で結合していることを指摘する。そして、このような哲学的伝統との連続性という観点の下で初めて、ヘーゲル『法哲学』が理解可能になると考える。しかし、リッターによれば、ヘーゲルの独自性は何よりも伝統的哲学と現在の解釈、存在の認識と時代の認識が一体を成しているという点に存するのであり、「ヘーゲルは伝統的形而上学をそのまま現在の時代の認識と同列に置いている。存在の歴史としての哲学は、同時に『思想において把握されたその時代』なのである。」³しかも、ヘーゲルにとり、哲学が把握すべき現在とは哲学的伝統から自らを解放しつつある時代であって、この伝統との断絶はフランスの政治革命とイギリスの産業革命という二重の革命によって遂行されたと考えられている。つまり、「ヘーゲルの哲学のようにその内奥に至るまでひたすら革命の哲学であるような哲学は、他にない」⁴のであり、フランス革命へのこの積極的関係は彼の精神的発展の始めも終わりも共に規定している。そして、近代の政治革命の本質は、その根底にある社会的解放」⁵のうちに、即ち「原理上…何の前提も持たず、歴史的・伝統的所与を全て排除するような秩序の確

立」のうちに存する以上、「ヘーゲルにとり、解放というこの革命は様々な形態をとってはいるが、結局の所市民社会へと帰着する」⁶。しかし、革命は過去と未来との歴史的断絶を、市民社会は抽象的歴史喪失を現在のうちへもたらしたのであり、過去との断絶というこの時代の課題に対し、ヘーゲルは哲学的伝統の力を以て——つまり革命に対しては世界史の連続性を以て、市民社会に対しては国家という歴史的存在を以て——応えたとされる。⁷

このように形而上学的伝統との連続と断絶という視点の下でヘーゲルを把握すべきことを提唱するリッターの解釈は、第二次大戦の歴史的経験を通じ「啓蒙された伝統主義」の立場に立脚すると言ってよい。リッターのこの視点を継承しつつ、これを実践哲学の伝統との連続と断絶という形で『法哲学』⁸解釈において具体化したのがリーデルである。リーデルにおいて『法哲学』は、理論哲学としての「論理学」と並ぶ実践哲学としての位置付けられ、『法哲学』の構成はアリストテレス以来の古典的実践哲学を参照しつつ把握される。即ち、抽象的法及び道徳性は、政治社会から解放された人間の前政治的存在をそれぞれ外面性と内面性において扱い、その点で、政治学から分離された自然法及び(道徳学としての)倫理学に対応するのに対し、Sitt-

lichkeit は、家族・社会・国家の中での倫理的・政治的存在を扱ひ、その点で政治学と倫理学の伝統的統一を表わす。従つて、「抽象的法及び道徳性は、どちらかと言えば伝統的政治学が知らなかつた近代的内容を扱うのに対し、：“Stitlichkeit”は明白に、習俗(Sitte)という旧ヨーロッパの伝統の立場に後退している。」しかし、「この古き伝統の反復を眼のあたりにする時、他ならぬ Stitlichkeit 概念の古代的理解が近代における政治革命・産業革命の内容を含んでいるというのは、それだけに一層驚くべきことである。」なるほど、一見すると家族・市民社会・国家という三分法もまた、旧ヨーロッパの伝統に依拠するかに見える。だが、形式上同じ言葉が新たな内容を得ているという点に、伝統との断絶が現われている。

第一に、家族及び国家が古い意味での Stitlichkeit を表わすのに対し、市民社会においては習俗という伝統からの逸脱が明らかである。何故なら、アリストテレスからカントにまで至る実践哲学の伝統は、国家(πολις ないしは civitas)と社会(koinonía politikḗ ないしは societas civilis)を等置してゐたのに対し、ヘーゲルにおいて初めて国家と市民社会、政治的なるものと社会的なるものとが区別されたからである。同時に、かつて国家の成員たる公民(πολιτὴς, civis, citizen)を意味

した Bürger 概念が、私人としての市民(Bourgeois)を指すうになり、ここにヘーゲルの「市民社会」(Bürgerliche Gesellschaft) 概念が成立する。そして、「ヘーゲルが『市民社会』によつて時代の意識へと高めたのは、近代革命の成果以外の何物でもない。即ち、君主政国家或いは革命国家における政治の集権化によつて成立した脱政治化した社会、並びにこの社会がちょうど同じ頃産業革命によつて：経験した経済への重点の移行がそれである。」¹¹⁾

だが第二に、外見上伝統との連続性を示す家族及び国家もまた、市民社会概念の成立と共にその内容を変化させている。まづ、かつて家(οἶκος, societas domestica)の内に局限されていた経済的機能が一家政学(οἰκονομική)から経済学(Staats-ökonomie)への発展と並行しつゝ——市民社会に移管されるのと軌を一にして、夫と妻・父と子・主人と奴隷の間の小社会から成る伝統的家概念が解体される。「ヘーゲルにおいては、カントと異なり、旧ヨーロッパの家族の『家政的』性格は失われ、一八世紀後半の『情緒的』家族概念に取つて代わられる。」¹²⁾ 次いで国家も、古代的ポリス理念に則つた静止せる自然モデルに留まらず、一方で分離した市民社会の存在を前提すると共に、他方で歴史の進行の中で相対化される。従つて、「革命の成果及び

遺産として、市民社会と歴史という二つの要素が法哲学の中に
入り込んでいる。両者は同時に、古代以来の政治哲学の伝統が
表現していた家族と国家の内的構造を転換させている。¹³

以上のように、リーデルは「法哲学」をアリストテレス以来
の実践哲学の伝統の中に位置付けると同時に、何よりも市民社
会概念のうちにこの伝統との断絶を指摘する。「法哲学」のう
ちに伝統と革命の共存を見出すリーデルのこのような解釈は以後、
一方で伝統的実践哲学・形而上学の歴史的連続性を探るアリス
トテレス影響史の研究¹⁴、他方で、ヘーゲルにおける伝統との
断絶を発展的に解明するイエナ期の研究¹⁵へと展開していくこ
ととなる。

理論的解釈における更新の試みとしては、啓蒙された伝統主
義に基づくリッター、リーデルの解釈と並んで、今一つアヴィ
ネリによる自由主義的な解釈が注目される。第一にアヴィネリ
は、ヘーゲルが「市民社会の弁証法」を的確に捉えていること
を指摘する。即ち、労働に固有の解放の契機を実現するが故に、
市民社会が自由の意識における進歩の必然的契機として体系内
に導入されつつ、¹⁶ 他方で窮乏と疎外という反対物へ転化するが
故に、市民社会に対する根本的批判が為されるといふ両義性が
それである。アヴィネリによれば、「一八二〇年前後に近代産業

社会の苦境と一九世紀ヨーロッパ史の未来の進路とをこれほど
深く把握した人は殆どいない。¹⁸ 第二に、ヘーゲルにおいては市
民社会の原子論を統合へ導く為、職業団体の組織化と Stände
の区別が要請されるが、職業団体は伝統的ギルドではなく自発
的結社を、Stände は世襲による身分でなく能力による階級を
意味している。¹⁹ 従って、ヘーゲルは多元主義と社会的流動性（開
かれた社会の理念²⁰）を最大限認めているのであり、これはプ
ラトン批判からも明らかである。アヴィネリによれば、「プラト
ンの『国家』に対するヘーゲルの批判は、プラトンを全体主義
の先駆者の一人と見なす現代の論者たちの見解と同一なのであ
る。²¹ 第三に、ヘーゲルの国家論において、君主は国家の一体性
の象徴として実質的権力を剝奪されており、代議政論はイギリ
スを模範としつつプロシアの現状を批判したものと解釈するこ
とができる。²² そして、ヘーゲルの死後シューバルトら正統主義
の側から為された批判が、何よりも彼の政治理論の批判的現実
を証明している。²³

このアヴィネリの解釈において、ポッターが描いた全体主義
者ヘーゲルという像は自由主義者ヘーゲルへと一変することと
なる。ハイム以来見失われてきたヘーゲルと啓蒙主義との連関
を回復する試みは、近代革命との理論的関連に注目するマル

クーゼ、ルカーチに始まり、これを形而上学的・実践哲学的伝統との断絶のうちに見出すリッター、リーデルを経て、ヘーゲル政治理論のリベラルな諸側面を発掘するアヴィネリに至って完結したと言つてよい。

戦後、伝記的記述並びに理論的解釈の次元において展開された以上の解釈は、戦前の解釈との対比において大略次のように要約できよう。まず、テクストが置かれたコンテクストを対象とする伝記的記述では、ヘーゲルとプロイセンとの同一性に対して同一性の意味転換(改革期プロイセンの進歩性)、更には両者の緊張関係が、フリース批判に対して批判の正当性、更にはブルシェンシャフトとの積極的關係が指摘される。次いで、テクストを対象とする理論的解釈では、ヘーゲルと復古精神との同一視に対してフランス革命との理論的連関が、ヘーゲルの国家概念に対して市民社会概念が解釈の中心に据えられる。その結果生じたのは、戦前の解釈が定立したプロイセンの国家哲学者というヘーゲル像に対する反定立、非プロイセン的哲学者・市民社会の哲学者という新たなヘーゲル像であり、換言すればリベラルなヘーゲルの発見であった。

(1) Marcuse, *Reason and Revolution*, pp. 6, 11. (「理性

と革命』、七、一二頁。)

(2) *Ibid.*, pp. 59-61, 202. (前掲、六七-六八、二二五頁。)

(3) Lukács, *Der junge Hegel*, S. 871. (『ルカーチ著作集』、一巻、五四八-四九頁。)

(4) Joachim Ritter, *Hegel und die französische Revolution*, Köln / Opladen 1957, 2. Aufl. Frankfurt a. M. 1965, S. 13.

(5) *Ibid.*, S. 18, 40.

(6) *Ibid.*, S. 63 f.

(7) *Ibid.*, S. 45, 69, 108-9. リッターによれば、「ヘーゲルの『国家』とは歴史性という観点で捉えられた市民社会であり、これが歴史を欠いた抽象性という観点で捉えられ、経済理論と結びつけられた時『社会』と呼ばれるのである。」(*Ibid.*, S. 109.)

(8) ハーバースは、社会的近代を承認しつつその負債を文化的伝統の注入によって埋め合わせるという「補償理論」(Kompensationstheorie)を唱えるリッター派の立場をヘーゲル右派の流れを汲む新保守主義と規定し、これを「歴史主義により啓蒙されたが故に見込みのなくなった伝統主義」と呼んでゐる。Vgl. Jürgen Habermas, *Der*

philosophische Diskurs der Moderne, Frankfurt a. M. 1985, S.91.

- (9) M. Riedel, “Der Begriff der ‘Bürgerlichen Gesellschaft’ und das Problem seines geschichtlichen Ursprungs”(1962), “Tradition und Revolution in Hegels ‘Philosophie des Rechts’ ” (1962), in *Zwischen Tradition und Revolution, Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Stuttgart 1982 (erweiterte Aufl. von *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Frankfurt a. M. 1969.), 139 – 169, 172 – 202.

リッターからの理論的影響はリーデルの処女作 *Theorie und Praxis im Denken Hegels, Interpretationen zu den Grundstellungen der neuzeitlichen Subjektivität*, Stuttgart 1965, Frankfurt a. M. / Berlin / Wien 1976, S. 204 ff. からうかがい知ることができる。ただし、リーデル自身は伝統との連続と断絶という解釈枠組、実践哲学の復権という問題意識を共有しつつも、アリストテレスの実践哲学の限界——逆に言えば近代主体性の哲学が有する意義——を自覚する点においてリッター派の新保守主義的立場からは区別される。

(10) Riedel, *Zwischen Tradition und Revolution*, S. 184, 186.

(11) Ebd., S. 160.

(12) Ebd., S. 198.

(13) Ebd., S. 201 – 2.

(14) Riedel, *Metaphysik und Metapolitik, Untersuchungen zu Aristoteles und zur politischen Sprache der neuzeitlichen Philosophie*, Frankfurt a. M. 1973.

(15) イエナ期ヘーゲルの政治哲学を対象とするリーデルの発展史的解釈については、(五)で改めて取り上げられる。また、この他に『法哲学』における市民社会と国家の関係を対象とするリーデルの研究として、Riedel, *Bürgerliche Gesellschaft und Staat, Grundproblem und Struktur der Hegelschen Rechtsphilosophie*, Neuwied / Berlin 1970. が挙げられる。

(16) S. Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*, pp. 144, 147. (『ヘーゲルの近代国家論』、二二五、二二九頁。)

(17) *Ibid.*, pp. 147 ff. (前掲、二二〇頁以下。)

(18) *Ibid.*, pp. 154 ff. (前掲、二二八頁。)

- (19) *Ibid.*, pp. 164, 155-6. (前掲、二五六、二四五頁。)
- (20) *Ibid.*, pp. 167, 156, 171 ff. (前掲、二五九、二四五、二六四頁以下。)
- (21) *Ibid.*, p. 172. (前掲、二六六頁。)
- (22) *Ibid.*, pp. 187-8, 164. (前掲、二九〇—二九一、二五五—五六頁。)
- (23) *Ibid.*, p. 189. (前掲、二九二頁。)
- (四) しかし、アヴェイネリに代表されるヘーゲル政治理論の自由主義的解釈は、それまで自明視されていたハイム以来の伝統的解釈に対し反省を迫るといふ点で貢献したものの、その反面、リベラリズムには集約できないヘーゲルの他の側面の分析を看過し、ヘーゲル政治理論を一元化・平板化しているとの印象を拭い難い。これは、哲学的伝統との連続性という形で政治理論と哲学との不可分性に注目するリッターらに対し、ヘーゲル政治理論をその哲学から分離して論じる英米の解釈に共通の傾向から起因すると思われる。政治理論と哲学の可分性というこの暗黙の了解の下にあつては、自らの解釈枠組の哲学的基礎付け、つまり自由主義のメタ政治観そのものは理論的反省の射程外に置かれるからである。これに対し、一九七〇年代以後、

戦前の解釈に対する対抗意識から解き放たれ、今や文明の現在に対する緊張意識の下で啓蒙主義ないしは近代理念の意味を批判的に問い直す中から、リッターとリーデル、そしてアヴェイネリに続く第三の理論的解釈の潮流が生み出された。以下では、チャールズ・テイラーとハーバースを取り上げつつ、近年におけるこの新たな解釈の試みを見てみたい。

チャールズ・テイラーは、一七世紀以降の英仏において形成された啓蒙主義の潮流に対抗し、一八世紀末のドイツにおいて展開されたポスト啓蒙主義の思潮、つまりヘルダーに始まり、ゲーテやシラー、そしてロマン主義へと受け継がれた「表現主義」(expressivism)の系譜においてヘーゲル哲学並びに政治理論を理解しようとする²⁾。テイラーによれば、啓蒙主義は自然と社会から固有の意味を剝奪し客体化することによって自己規定の主体を析出した反面で、この主体自身が客体世界の一部である限り、主体としての全能は客体としての無力によって、自由は必然性によって侵食されざるを得ず、啓蒙主義の原子論的社會観、機械論的自然観、功利主義的人間観はこのアポリアを解決することは出来なかつた。これに対し、表現主義は人間主体を客体のうちに自己を表現する能力を持った存在として捉え、この自己実現の活動を通じ自我と他我、人間と自然、理性と感

性の中に新たな共同性を創出することが可能になると考える。ヘーゲルの「精神」(Geist)とはフランス革命に触発されつつ、この表現主義の理想を具体化したものとして理解できるのであつて、しかもその際、表現主義をカント的な道徳的自由の思想——感性に対する理性の優位を徹底することによつて自然及び外的権威に対する主体の自律を析出する思想——と結合することが意図されている。

従つて、ヘーゲル哲学は主体と客体の間の表現主義的統一と主体と客体の区別に立脚する道徳的自由、自己実現と自律という両立し難い両者を総合する試みであり、この点で同時代のロマン主義者とは異なる。^③つまり、無限に続く主体の芸術的創造(F・シュレーゲルのイロニー)によつてではなく、円環の如く自分自身に帰ってくる無限概念によつて、主客の統一を直接に把握する美的直観(シェリングの美的観念論)によつてではなく、主体と客体の統一と分裂を共に含むような理性概念によつて表現主義的統一を基礎づける点にヘーゲルの独自性と今日的意味が存する。テイラーによれば、一九六八年五月のパリに象徴されるように、「表現主義的統一と徹底した自律という二つの強力な願望は現代の人々の中心的関心事であり、両者を結合するという望みは：様々な形を取つて現われずにはいない」

のであり、その限りで「我々は自らの中心的ジレンマを解決しようとした最初の偉大な総合に立ち帰らざるを得ない」とされる。^④

以上のように、戦後の解釈がマルクーゼやルカーチ以来、伝統との断絶・市民社会論の強調を通じてヘーゲルと啓蒙主義との連関を回復せんと努めてきたのとは対照的に、テイラーは、啓蒙主義の原子論的社会観、道具主義的自然観、功利主義的人間観を未来に向けて超え出でんとするポスト啓蒙主義の先駆者としてヘーゲルを位置付ける。^⑤これに対し、道具的理性に代わる選択肢としてコミュニケーション的理性を提唱するハーバースは、その理論的志向においてテイラーと類似しつつも、ヘーゲルをポスト近代の第一人者としてではなく、近代をそれ自身の原理(主体性原理)から把握した主体性哲学の完成者として捉え、その根底にある「主体中心化した理性」(subjektiven-triebe Vernunft)を批判対象に据える。^⑥

ハーバースによれば、過去の伝統的規範から解放たれる過程の中で、近代はその規範的根拠付けを他の時代から借用するのではなく、自己自身で創出するという課題と向かい合うことになったが、この近代の自己確証という問題を哲学的問いへと高めた最初の哲学者こそヘーゲルであり、その意味でヘーゲ

ルは近代のデイスクルスの冒頭に位置する^⑥。なるほど、若きヘーゲルはカント、フイヒテの主観的観念論を批判する中で近代を分裂の時代として、近代の原理を主体性として把握すると共に、「啓蒙の弁証法」(アドルノ／ホルクハイマー)を先取りしつつ主体中心化した理性の権威主義的性格を批判し、相互主体の理性に基づく合一の可能性を模索していた。そこでは、自己意識の自己関係の構造(主体・客体間の反省的關係)は本来的に抑圧的性格を内在させているのであって、対等な主体の間の了解関係(コミュニケーション)はギリシア・ポリスと原始クリスト教を範型とする倫理的全体性の再興を通じて回復可能になると考えられていた^⑦。しかし、古代的共同体は近代のモデルたり得ない以上、イエナ期のヘーゲルは、主体中心化した理性を近代そのものの原理(主体性)によって克服するような絶対者概念を展開することとなる。つまり、真の同一性は統一と差異を内包する主体の自己関係性として、自己を産出する自己関係の過程として把握される^⑧。

だが、ハーバースマスによれば、近代をそれ自身の原理によって基礎づける成熟したヘーゲルの解決策は若きヘーゲルのうちに息づいていた時代批判の衝動を消失させ、歴史哲学においては「現在の和解を、法哲学においては「強固な制度主義」をも

たらずこととなつた。何故なら、解放の諸成果を市民社会として承認しつつ、市民社会における対立を国家に止揚することで解決するヘーゲルの方策は、認識主体の自己関係性をモデルとする絶対者概念を前提とするのであって、認識対象に向かい合う普遍的主体(国家)と対象世界(社会)の一部を成す個別的主体はモノロギ的自己認識の枠内でのみ合一されると考えられるからである。「従つて、具体的普遍において普遍的主体は個別的主体に対し優位を占める。このような論理から、倫理的領域においては国家という高次の主体性が個々人の主体的自由に対し優位するという帰結が生じることになる。」^⑨主体性の克服を主体性の限界内でしか遂行することが出来ず、それ故に国家主義へと陥つたヘーゲルに対して、ハーバースマスは若きヘーゲルのうちに開かれていた今一つの選択肢——倫理的全体性をコミュニケーションの理性性として解釈する可能性——を取り上げる。そして、社会的近代がもたらす歴史喪失を文化的伝統により埋め合わせんとするヘーゲル右派から新保守主義に至る試みや、全面的理性批判により主体の脱中心化を企てるニーチェからポスト構造主義に至る試みを厳しく批判しつつ、主体中心化した理性からの脱却路をコミュニケーション共同体における相互主体的な、強制されざる意志形成のうちに求

めようとする。

このようにハーバースは、失われた過去の伝統に執着する伝統主義とも、道具的理性の跳梁を放置し現在に充足する自己反省なき自由主義とも異なり、近代の自己批判的な自己確認のうち理性の未来を探る中でヘーゲルを把握しようとする。

ハーバースによれば、ヘーゲルによる国家の絶対視と個人の従属は、かつてのハイムの解釈のように、近代原理に対し古代原理が、個人主義に対し調和主義が優位するが故の帰結ではなく、逆に近代を特徴づける主体性原理が絶対化されることで、主体性に内在する抑圧的性格が露呈したものと捉えられる。ハイムに始まったヘーゲル『法哲学』の理論的解釈の系譜はこのハーバースの解釈においてメビウスの輪の如く反転し、当初の出発点とは全く逆の結論へと到達することになった。

(1) アヴィネリの場合、「ヘーゲル哲学の体系的構造の説明に深入りし、いつになっても政治理論に達することが出来ない」恐れを回避する為、「ヘーゲル政治思想と哲学体系全体との関係」を根本的に問うことは最初から断念されてゐる。 Cf. Avineri, *op. cit.*, Preface p. 9. (前掲、一四頁。) 自由主義的諸理念を促進すると考えられてきた「西

欧政治理論の主要な潮流」の中にヘーゲル政治理論を組み込むことを意図するペルチンスキーもまた、ヘーゲル研究における次の主要な進歩は「ヘーゲルの純粹な哲学的諸概念の継続的注釈や再解釈」によってではなく、「社会・政治理論家としてのヘーゲル」に注目することによって可能となると述べている。 Cf. Z. A. Pelczynski, "An Introductory Essay", in *Hegel's Political Writings*, Oxford 1964, p.134. ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学(上)』(御茶ノ水書房、一九八〇年)、日本語版へのまえがき。

(2) Charles Taylor, *Hegel*, Cambridge 1975, pp. 11 ff. テイラーはこの expressionism という概念を、アイザイア・バーリンがヘルダーの思想を特徴づける際に用いた expressionism から得た。(I・バーリン『ヴィーゴとヘルダー』みすず書房、一九八一年、二九四頁以下参照。) ただし、二十世紀初頭の芸術運動から区別する為、バーリン自身の示唆に従い、expressionism に代えて expressionism という用語を使用すると断わっている。 Vgl. *Ibid.*, p. 13.

(3) *Ibid.*, pp. 36 ff., 76 ff.

(4) *Ibid.*, pp. 49 f.

(5) 日本においては、藤原保信氏らの近業がチャールズ・テイラーとその解釈枠組を共有している。藤原保信『ヘーゲル政治哲学講義—人倫の再興—』(御茶ノ水書房、一九八二年)、藤原保信編著『啓蒙政治思想の克服』(成文堂、一九八六年)参照。

(6) J. Habermas, *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Frankfurt a. M. 1985, S. 26.

(7) *Ebd.*, S. 39 ff.

(8) *Ebd.*, S. 43 ff.

(9) *Ebd.*, S. 53.

(五) 伝記的記述、理論的解釈と並び戦後ヘーゲル研究を特徴づける第三の動向として、発展史的解釈における若きヘーゲル、イエナ期ヘーゲルの発見が挙げられる。先の理論的解釈がベルリン時代ヘーゲル(二八一八—三二年)の体系的に完成した思想を主たる考察対象としたのに対し、発展史的解釈はベルリン時代以前へと遡り、ヘーゲルの思想の形成過程をチュービンゲン・ベルン・フランクフルト期(一七八八—一八〇〇年)やイエナ期(二八〇一—一八〇六年)のうちに探ろうとする。そし

て、この発展史的解釈を可能にした前提条件として、今世紀初頭から始まり、特に一九六〇年代以降、新たなヘーゲル全集(『GW』)刊行に向け急速に進展した文献学的研究の存在を見逃すことは出来ない。以下では、ルカーチに始まる戦後の発展史的解釈の動向をこの文献学的作業との関連において見てみたい。

発展史的解釈の端緒は、ノールによる『ヘーゲル青年期神学論集』の公刊(一九〇七年)やホフマイスターによる『イエナ実在哲学』の公刊(一九三二—三三年)^①を前提としつつ、まずルカーチによって開かれた^②。ルカーチはこれらの草稿を解釈対象に取り入れつつ、ディルタイによる若きヘーゲルの宗教的・神学的解釈^③に対抗して、ヘーゲルの思想形成が当時の政治的・社会的現実^④に立ち向かう中から為されたことを指摘する。ルカーチによれば、若きヘーゲルの共和主義的態度のうちには同時代のフランス革命^⑤がもたらした政治的理想が、イエナ期ヘーゲルの経済学的記述のうちにはジェイムズ・ステュアートやアダム・スミスから得たイギリス産業革命の経験^⑥が刻み込まれており、この意味でヘーゲルの思想的発展史は近代の二つの革命によって根本的に規定されている^⑦。そして、ディルタイが『汎神論への転換』と名付けたフランクフルト期ヘーゲルの思想はフランス革命の共和主義的理想から産業革命下の近代的現実に

向かう過程として、「市民社会の必然性の承認における大きな一歩」として把握される。⁵更に、ルカーチにおいてはヘーゲルと啓蒙主義的諸成果との連関が回復されるのに反比例して、ドイツ人により指摘されたシェリングらロマン主義との思想的親近性は否定され、両者の思想的断絶が一貫して強調されている。⁶

このルカーチの解釈は、テュービンゲンからイエナに至るまでのヘーゲルの発展史を総合的・統一的に把握することを意図しつつ、草稿の成立年代が不確定である点、草稿の具体的解釈が緻密さを欠く点において理論的動揺を免れなかった。これに対し、戦後の発展史的解釈は、シューラーやキンマーレによる青年期並びにイエナ期草稿の厳密な年代鑑定に支えられつつ、解釈対象と接近視角を限定した上で分析の緻密化を追求する点となった。まず、若きヘーゲルの発展史的解釈は、フランクフルト期の思想的転換が意味するものを哲学的側面から説明する点において新たな成果を生み出した。即ち、新たに公刊されたヘルダーリンの哲学的断片「判断と存在」に注目するヘンリッヒの解釈⁷、従来シェリングのものとしてきた「ドイツ観念論最古の体系構想」の思想内容をヘーゲルへ帰するベゲラーの見解⁸を発して、ヘルダーリンを中心とする「精神の同盟」との関連でフランクフルト期ヘーゲルを捉え、シェリングの同一

哲学ではなく、ヘルダーリンの「合一哲学」(Vereinigungsphilosophie)がもたらした理論的影響からフランクフルト期の転換を解釈する見解が近年説得力をもって唱えられている。¹⁰

次いで、イエナ期ヘーゲルについて言えば、主たる理論的関心はイエナ期それ自体における思想的発展、つまり初期から後期にかけての政治哲学(ないしは哲学体系)の発展を明らかにする作業へと向けられた。ハーバーマスはいち早くイエナ後期の講義草稿『実在哲学』がヘーゲル政治哲学の発展史において占める特殊な位置に注目し、そこに言語・労働・相互行為を通じて精神が形成されるという独自の体系構成の試みを見出したが、リーデルは、このような『実在哲学』の独自性をイエナ初期との対比において伝統的実践哲学から近代自然法への立場の「転回」として解釈する。つまり、イエナ初期の政治哲学がアリストテレス以来の古典的政治学に依拠した近代自然法批判の試みであるのに対し、イエナ後期において精神の自己形成に際し労働が果たす役割のうちに、製作に対し実践を優位させる伝統的実践哲学との断絶を、「概念の運動」としての相互承認のうちに、近代自然法の起点を成す個別的自由の正当化を見出すわけである。これに対し、ジープは『実在哲学』の体系原理としての「承認」概念に注目し、この承認論を通じヘーゲルは古典的

実践哲学と近代自然法との「媒介」ないしは「和解」に成功したのであって、これをリーデルの如く一方から他方への「転回」と見ることはできないと主張している。¹⁴⁾

以上のような戦後の発展史的解釈を概観する時、そこには分析の精緻化と並行して解釈対象となる時期が(青年期とイエナ期、更にフランクフルト期とそれ以前、イエナ初期と後期へと)細分化され、解釈の視点もまた(ヘルダーリンとヘーゲル、実践哲学の復権、承認論、コミュニケーシヨンの理性というように)多様化していく傾向を見て取ることが出来る。なるほど、ルカーチ以後文献学の進展に伴い分析はヨリ緻密なものとなったが、その代償として解釈の対象と視角はますます拡散し、ヘーゲルの思想的発展史の全体像を見通すことはかえって難しくなっている。¹⁵⁾ いわんや、この発展史的解釈をヘルリン時代ヘーゲルの理論的解釈に架橋し、例えば『法哲学』解釈にこれを生かすという充分な試みは未だ見当らない。従って、戦後における文献学と発展史的分析の蓄積を前提としつつ、これを総合的観点の下で再度統合し、後年の完成された思想の解釈へ架橋するという作業は今後に残された課題であると言えよう。

(一) *Hegels theologische Jugendschriften*, hrsg. von Her-

man Nohl, Tübingen 1907, Nachdruck Frankfurt a. M. 1966; WL XIX = *Jenenser Realphilosophie I*, *Die Vorlesungen von 1803/04*, hrsg. von J. Hoffmeister, 1932; WL XX = *Jenenser Realphilosophie II*, *Die Vorlesungen von 1805/06*, hrsg. von J. Hoffmeister, 1931.

(二) G. Lukács, *Der junge Hegel*. (『ルカーチ著作集』一〇巻 一一巻) ルカーチはヘーゲルのテュービンゲン・ヘルン・フランクフルト期(二〇歳代)だけでなく、イエナ期(三〇歳代)までも含めて「若きヘーゲル」と考えているが、本稿ではもっぱらテュービンゲン・ヘルン・フランクフルト期のヘーゲルを「若きヘーゲル」と呼ぶこととする。

(三) Wilhelm Dilthey, *Die Jugendgeschichte Hegels* (1905), in *Gesammelte Schriften* Bd. 4, Stuttgart 1959, 5. Aufl. 1974.

(四) Lukács, a.a.O., S.20 ff., S.26 ff. (前掲) 一〇巻 三二頁以下(三八頁以下)。「ヘーゲルはドイツにおいてフランス革命とナポレオン時代の本質に対する最も高次の、最も正しい洞察を持っていたが、それだけでなく同時にイギリ

- スの産業革命の諸問題と真剣に対決した唯一のドイツの思想家でもある。」(Ebd., S. 26. 前掲、三八頁。)
- (5) ルカーチによれば、「ヘーゲルが彼の発展の決定的な危機の時点〔フランクフルト期〕において同時代の偉大な革命の革命的理想に対し疑惑を持つに至った時、他ならぬ経済学との対決が、イギリスの経済的諸事情との対決がこの迷路から抜け出て弁証法への道を見出す為の羅針盤をヘーゲルに与えた」とされる。(Ebd., S. 290, 27. 前掲、三二六、三九頁。)
- (6) ルカーチによれば、ドイツ人の解釈は「最も重要な歴史的事実を無視ないしは曲解して、ヘーゲルを哲学的浪漫主義と極めて密接に結びつけたという点で、浪漫主義復興の帝国主義的・反動的傾向に歩み寄っている。」として批判される。(Ebd., S. 13 f. 前掲、一三三頁。)
- (7) Giesela Schuler, “Zur Chronologie von Hegels Jugendschriften”, in *Hegel - Studien* Bd. 2, Bonn 1963, 111 - 159 ; Heinz Kimmerle, “Zur Chronologie von Hegels Jenaer Schriften”, in *Hegel - Studien* Bd. 4, 1967, 125 - 176 ; Derselbe, “Die Chronologie der Manuskripte Hegels in den Bänden 4 bis 9”, in *GW* VIII, 1976, 348 - 361.
- (8) D. Henrich, “Hölderlin über Urteil und Sein, Eine Studie zur Entstehungsgeschichte des Idealismus”, *Hölderlin - Jahrbuch* 14, 1965/66, 73 - 96.
- (9) Otto Pöggeler, “Hegel, der Verfasser des ältesten Systemprogramms des deutschen Idealismus”, in *Hegel - Studien Beiheft* 4, Bonn 1969, 17 - 32.
- (10) D. Henrich, *Hegel im Kontext*, Frankfurt a. M. 1971, Kap.1, 2 ; O. Pöggeler, “Sinclair - Hölderlin - Hegel”, *Hegel - Studien* Bd.8, 1973, 9 - 53 ; Christoph Jamme, “Ein ungelehrtes Buch”, *Die philosophische Gemeinschaft zwischen Hölderlin und Hegel in Frankfurt 1797 - 1800* (= *Hegel - Studien Beiheft* 23), 1983.
- (11) イエナ期における哲学体系の発展を対象とする研究としては、H. Kimmerle, *Das Problem der Abgeschlossenheit des Denkens* (= *Hegel - Studien Beiheft* 8), 1970. Rolf P. Horstmann, “Probleme der Wandlung in Hegels Jenaer Systemkonzeption”, *Philosophische Rundschau* 19. Jahrgang, Tübingen 1972.

(21) J. Habermas, "Arbeit und Interaktion, Bemerkungen zu Hegels Jenenser Philosophie des Geistes"(1967), in *Technik und Wissenschaft als Ideologie* (Frankfurt a. M. 1968, 9-47).

(22) M. Riedel, "Objektiver Geist und praktische Philosophie"(1968), "Hegels Kritik des Naturrecht"(1967), "Die Rezeption der Nationalökonomie"(1969), in *Zwischen Tradition und Revolution*. イエナ初期の

ヘーゲル政治哲学を伝統的実践哲学に定位した近代自然法批判の試みとして解釈する日本の研究として、齋藤純一

「近代自然法批判と実践哲学の構想(一)(二)ーヘーゲル「自然法」論文の研究」(『早稲田政治公法研究』第一六、一七号)が挙げられる。

(14) Ludwig Siep, *Anerkennung als Prinzip der praktischen Philosophie, Untersuchungen zu Hegels Jenaer Philosophie des Geistes*, München 1979. 「承認」概念を手掛かりとした一八〇三ー〇四年の『実在哲学』の研究として、岩崎稔「ヘーゲル相互承認論の生成」(藤原保信編『啓蒙政治思想の克服』所収)が挙げられる。

(15) 解釈対象としてフランクフルト期とイエナ期が切り離され、若きヘーゲルとイエナ期ヘーゲルとの思想的連関が十分に問われることがないという状況の下にあって、藤田正勝『若きヘーゲル』(創文社、一九八六年)がこの理論的間隙を埋める試みとして注目される。藤田はヘーゲルの哲学的思索におけるフランクフルト期とイエナ初期との連続性を、シェリングに対するヘーゲルの思想的独自性という観点から綿密に立証している。

三 第一次法哲学講義公刊をめぐる論争

前節では、戦後新たに展開されたヘーゲル解釈の特色を伝記的記述、理論的解釈、発展史的解釈の三者に区分しつつ、戦前の伝統的解釈との対比において考察した。このような新旧両解釈の対比を念頭に置きつつ、以下では、近年二度にわたり公刊された法哲学講義をめぐる交わされた論争を見ていきたい。既に述べたように、戦後における発展史的解釈は一九六〇年代以降の文献学的研究の進展を前提として初めて可能になったが、この若きヘーゲル・イエナ期ヘーゲルを対象とする文献学の進展と対比するとき、一九七〇年代初頭の時点において『法

哲学』に関する文献学の立ち遅れ、『法哲学』をめぐる理論的解釈と文献学的研究の間の不均衡は際立ったものとなっていた。何故なら、従来の『法哲学』解釈が依拠してきたベルリン全集版のテキストは、ヘーゲルがベルリン大学で行った第五回・第六回講義の筆記ノートからガンスが選んで編集した「追加」が各パラグラフに付されている点において、一八二〇年一〇月に公刊された『法哲学』とは異なっているにもかかわらず、前者をそのまま『法哲学』解釈のテキストとして受け取った為、従来法哲学講義に由来する「追加」と一八二〇年の『法哲学』との間で明確な区別が為されてこなかったからである。この文献学的欠陥を自覚したホフマイスターは、既に一九五五年自らが編集する全集版の中で法哲学講義の再現を約束していたが、これは彼が同年死去したことによって果たされなかった。一九七三—七四年における第五回・第六回並びに第二回法哲学講義の公刊（以下、「第一次法哲学講義公刊」と呼ぶ。）は、このホフマイスターの意図を一面において継承し、一八二〇年の『法哲学』と法哲学講義の間の文献学上の区別を可能にすることによって理論的解釈と文献学の間不均衡を解消したものと言うことが出来る。

しかし、法哲学講義の公刊を通じ編集者イルティンクが意図

していたのは、著作と講義の区別を可能にするという純粋に文献学的な意義のみに尽きるものではなかった。講義筆記録の冒頭に付した論文³において、イルティンクは一八二〇年の『法哲学』と法哲学講義の間の理論的矛盾を指摘し、前者におけるプロイセン復古政策への妥協を当時のヘーゲルが置かれていた困難な政治状況から説明すると共に、ヘーゲル本来のリベラな思想を知る為には『法哲学』の信頼性は疑わしいと主張したからである。イルティンクによれば、従来の新旧両解釈の対立はヘーゲル自身のうちに、しかも法哲学講義と『法哲学』の間の矛盾のうちに起源を有することになる。更に、一九八三年に第三回法哲学講義がヘンリッヒにより（II VEH）、第一回法哲学講義がヘーゲル・アルヒーフ（II VW）及びイルティンク（II VWH）により公刊されると（以下、「第二次法哲学講義公刊」と呼ぶ。）、イルティンクは新たに発見されたこの二つの講義についても、著作との間の理論的矛盾を指摘し、自らの見解の補強を試みた。だが、このイルティンクの見解に対しては、著作と講義の間の連続性を主張する研究者が異論を唱え、『法哲学』は法哲学講義との間の連続・非連続をめぐる論争の只中に投げ込まれることとなった。本節では、まず第一次法哲学講義公刊（一九七三—七四年）をめぐるイルティンクの見解を取り上

げ、これに対する他の論者の批判と合わせ、論点を整理しつつ考察することとした¹⁾。

えた為、序論部分を残すのみであり、以下の考察の対象外とする。

(1) 新旧相対立する従来の『法哲学』解釈は何れも、一八二〇年一〇月に公刊された『法哲学』ではなく、ヘーゲルの死後、弟子エドゥアルト・ガンスが編集したベルリン全集版(=WB, VIII, 1833)——並びにこれを踏襲したグロックナー版(=WG, VII, 1928)スールカンパ版(=WVII, 1970)——に依拠する点において同一であったと言える。

(2) J. Hoffmeister, "Vorwort des Herausgebers", in *WH* X II, 1955, XVI-XVII.

(3) K.-H. Illing, "Einführung: Die "Rechtsphilosophie" von 1820 und Hegels Vorlesungen über Rechtsphilosophie", in *VI* I 25-126.

(4) 一九七三—七四年及び八三年に公刊された四つの講義録とそこに所収された講義との対照表を次に掲げる。このうち第一回講義はハイデルベルク大学で、第二回講義以降はベルリン大学で為され、また全ての講義は各年度の冬学期に行われた。なお、最後の第七回講義は一八三一年一月一〇日に始まり同月一四日のヘーゲルの死を以て途絶

(一) 一九七三—七四年に公刊された法哲学講義をめぐるイェン・ザントによるコツェブー暗殺事件を契機としてプロイセン復古期が終焉し、復古期が始まったこと、それは同年七月初頭の「デマゴグ狩り」、九月のカールスバード決議を通じて顕在化することを指摘し、(VI I 4) 一八一九年における従来の新旧両解釈を共に批判する。(VI I 95-100) つまり、プロイセン復古体制を自明視するハイム以来の伝統的解釈は、復古期がヘーゲルのベルリン大学教授就任(一八一八年一〇月)以前、一八一七年一〇月のヴァルトブルク祭を以て始まったと

まず、イルディングは、一八一九年三月のイェナ大学神学生カール・ザントによるコツェブー暗殺事件を契機としてプロイセンの改革期が終焉し、復古期が始まったこと、それは同年七月初頭の「デマゴグ狩り」、九月のカールスバード決議を通じて顕在化することを指摘し、(VI I 4) 一八一九年における従来の新旧両解釈を共に批判する。(VI I 95-100) つまり、プロイセン復古体制を自明視するハイム以来の伝統的解釈は、復古期がヘーゲルのベルリン大学教授就任(一八一八年一〇月)以前、一八一七年一〇月のヴァルトブルク祭を以て始まったと

講義年度	筆記者	講義録 (刊行年、編集者)
第1回	1817 Wannemann	V W (1983, Hegel - Archiv)
第2回	1818 Homeyer	
第3回	1819 (氏名不詳)	V H (1983, Henrich)
第4回	1821	V I (1973-74, Ilting)
第5回	1822 Hotho	
第6回	1824 Griesheim	
第7回	1831 Strauß	

見る点で誤っているのに対し、当時のプロイセンの進歩的性格を強調するアヴィネリらの新たな解釈は、改革期が一八三〇年代初頭まで継続したと見る点で誤っている。そして、イルティングはこのような政治状況の急変に伴いヘーゲル自身がその政治的立場の転換を余儀なくされたことを指摘し、転換以前においては戦後の新たな解釈が、転換以後においては戦前の伝統的解釈が妥当すると考える。

一方で、イルティングはJ・ドントと同様に、ヘーゲルがブルシエンシャフト運動に対し直接あるいは間接に関与していたこと、ブルシエンシャフト内部においてザントの行為をめぐり見解の相違が存在したことを認める。(VI I 44-57) 一八一九年二月九日、五月二日の二度にわたり、ヘーゲルは同僚の神学者デ・ヴェッテやシュライエルマツハーと共に、ブルシエンシャフト主催の祝祭に出席しており、ブルシエンシャフトの精神的指導者の一人と見なされていた。事実、ヘーゲルの弟子カロヴェ、フェルスターはブルシエンシャフトのメンバーであり、七月初頭の「デマゴグ狩り」の犠牲になったヘニング、アスヴェルスはヘーゲルの教え子であった。そして、ヘーゲルは逮捕されたアスヴェルスの為に嘆願書を書き、公職を追放されたフェルスターの為に職を斡旋した。しかし、ヘーゲル並びにカ

ロヴェ、フェルスターがザントの行為に対し批判的だったのに対し、デ・ヴェツテはザントの母に宛てた書簡の中でザントの行為を擁護し、イエナ大学教授フリースの影響下にあつたイエナ・ブルシエンシャフト急進派は個人テロの理論を唱えていた。

他方で、にもかかわらず、ヘーゲルはカールスバード決議以降自らの身に危険が及ぶ中で、ブルシエンシャフト運動と手を結ぶその政治的立場を転換したとイルティンクは考える。(VI 158-66) 九月二〇日連邦議会でカールスバード決議が可決され、好ましからぬ教師・学生の大学追放、二〇ボーゲン(三二〇頁)以下の出版物に対する検閲が定められたのに続いて、一〇月一八日この決議はプロイセンで実施され、検閲の対象は全出版物へと拡大された。これに先立つ九月三〇日、同僚のデ・ヴェツテはザントを擁護した先の書簡を理由としてプロイセン政府によって解職され、ヘーゲルは一〇月三〇日の書簡の中で悪化する時代に対し不安を表明するようになる。事実、当時の密告の中で、ヘーゲルはシユライエルマツハーと共に反政府勢力として告発されていた。そして、十一月一三日ある会合でヘーゲルは国家による大学教師罷免権を承認し、この発言を「卑劣」だとして非難したシユライエルマツハーとの間で激しい口論が交された。イルティンクによれば、これは「はつきり

保身を意識して為された立場の転換」の表現に他ならない。(VI 165)

そして、イルティンクはこの立場の転換に関連して、ヘーゲルが出版を予定していた『法哲学』の草稿を改訂したと考える。(VI 164-66) 一〇月三〇日付の書簡の中でヘーゲルは、「連邦議会の決議がやってきた時、私はちょうど印刷を始めようとしていました。今では我々は検閲からの自由に関しどんな状況にあるか知っていますから、私はそれを今後近いうちに印刷するでしょう。」(Br II 230)と述べているが、この文面をイルティンクは次のように解釈する。一八一九年九月のカールスバード決議により二〇ボーゲン以下の出版物に対し検閲が課された為、予定していた『法哲学』草稿の印刷は不可能となり、¹続いてプロイセンにおいて検閲対象が拡大された時、ヘーゲルは草稿の変更を意図した。この草稿の改訂は一八一九—二〇年冬学期、第三回法哲学講義の間に為され、一八二〇年六月二五日(序文日付)を以て完了したと考えられる。

だが、実際の印刷は通常よりも長引き(おそらくは検閲の為)、同年一〇月一〇日になって印刷されたばかりの『法哲学』が文相アルテンシュタインの下に送られた。翌一八二一年六月九日の書簡の中で、ヘーゲルは「私はデマゴグ的苦境を危機に陥

ることなく乗り切った。」(Br II 271)と述べ、安堵の意を表明する。また、八月二四日に漸く届いたアルテンシュタインの返事の中では、「あなたは現存するものを認識することなく拒絶し、国家について無内容な理想を述べ立てる悪しき自惚れから聴講者を守ることに十分成功するでしょう。」(Br II 287)と言われていた。このように「プロイセンの国家哲学者」と認められることによってヘーゲルの身に迫った危険は過ぎ去った。

(VI I 67-69)

こうした政治状況の下にあつて、『法哲学』序文でヘーゲルが行ったフリース批判は一定の正当性を認められるにせよ、正当な限度を越えていたとされる。(VI I 70-77, 49-50) イルティンクによれば、『法哲学』序文で為されたフリースとの対決はヘーゲルがフリース、デ・ヴェツテ等から一線を画す為の試みとして理解できるのであつて、フリース等の宗教的非合理主義こそテロリスト的心情倫理に対し責任があるとヘーゲルが考えた限りにおいて正当な根拠を有していた。だが、『法哲学』序文は秩序を破壊する行為のみならず、この行為を帰結する思想の表現をも警察による取締りの対象とすることによって警察国家への道を開いているのであり、正当な限界を逸脱している。

最後に、イルティンクはこれらの記述を総括しつつ、ヘーゲ

ルがハルデンベルクを含むプロイセン改革の多くの指導者たちと類似した状況下にあつたと考える。メッテルニヒに主導された政治風土の暗転の中にあつて「この指導者たちも、…フンボルトの如く辞任して諦めるか、或いはハルデンベルクやアルテンシュタインの如く順応して無原則という非難を被りながら、なお救うべきものを救うかという二者択一を余儀なくされたのである。一八一九年一月以後のヘーゲルの行動は、本質上ハルデンベルクやアルテンシュタインと同じ道を選び、まさにそれ故にアルテンシュタインの継続的援助を確保したという以外には考えられない。」(VI I 100-101)

以上の伝記的記述において、イルティンクは一方で、ブルシェンシャフト運動に対するヘーゲルの関与、ザントの評価に関わる限りでのフリース批判の正当性、警察・検閲当局との緊張関係、プロイセン政府内の改革指導者との立場の共有といった諸点を認め、この限りでヘーゲルを「圧政に苦しむ者の弁護者」、「進歩的改革者」と見るドント等の新たな解釈は妥当すると考へる。しかし、他方で、一八一九年における復古期の開始に伴い、ヘーゲルは自らの政治的立場を転換し、『法哲学』の草稿を改訂することによって、以後一八二〇年代初頭に至るまでプロイセン復古政策に妥協せざるを得なかつたのであり、この限り

でヘーゲルを「プロイセンの国家哲学者」と見る伝統的解釈は妥当すると考える。つまり、フリース批判における正当な限界の逸脱、政府によるデ・ヴェッテ解職の追認に表われているように、ブルシエンシャフトの擁護と批判、プロイセン政府との緊張と提携を孕んだヘーゲルの政治的立場は、反権力の擁護を欠いた批判へ、権力との緊張を欠いた提携へと明らかにその均衡を失したとされるわけである。

(1) ここではイルティンクは、一八一九年九月の時点で草稿全体が完成されており、しかもそれは二〇ボーゲン(三三二〇頁)以下だったと前提している。なお、公刊された『法哲学』の分量は二四ボーゲン(二三八〇頁)である。

(2) 次にイルティンクは、このような伝記的記述におけるヘーゲルの政治的立場の転換を、第二の理論的解釈の次元において、一八二〇年の『法哲学』と法哲学講義の間の理論的相違という形で指摘する。

そのような著作と講義の間の相違点として、まず、君主権の叙述における矛盾が挙げられている。(VI I 25-32) 従来、ヘーゲルの君主像については、究極の決定権を付与された絶対

的存在であると共に、実効性を剝奪された形式的存在に過ぎないという「深い思想的矛盾」が指摘されてきた。例えば、ローゼンツヴァイクによれば、「君主は、体系的に見れば全国家活動の源泉——第一の権力——であると同時に、実践的に見れば殆ど無内容な究極の形式的意志に過ぎない。」とされている¹。しかし、君主権の形式性を指摘する際にローゼンツヴァイクが依拠した二八〇節追加の規定——「君主として必要とされるのは『然り』と述べてIの字に点を打つ人間に過ぎない。』——は、第五回法哲学講義の筆記録(VI III 76a)からガンスが選び取ったものであり、一八二〇年の『法哲学』のうちには見出されない。逆に、『法哲学』は法哲学講義から区別される限りでは、君主に対し絶対的権力を付与しているのであり、事実、一八二一年八月『法哲学』公刊後の友人からの書簡では、「あなたは入れ替り立ち替り、王党派哲学者だとか哲学的王党派だとか非難されている。」(Br II 279)と報告されていた。従って、先に述べた「深い思想的矛盾」とは、実際には第五回講義と『法哲学』との矛盾を意味するのであり、同じ矛盾は他の講義と『法哲学』との間にも存在している。例えば、第六回講義では「君主が為すべきことはこの究極の決定を下す以外にはないし、これもまた制限されている」(VI IV 677)とされ、第二回講義では、「根

拠に基づく客観的決定」ではなく、「空虚な究極の決定が君主権の特色を成す」のであって、君主は「そこに名前を書き込む」(VI 1 332)とされている。

次いで、自然法論並びに歴史哲学的視野に閑し、自由の実現が未だ達成されていないことを示す第二回講義の記述が、『法哲学』では抹消されている。(VI 1 77-82)まず、第二回講義では現在における自然法と実定法の対立可能性が明言されているのに対し、『法哲学』では自然法と実定法の対立は誤解に基づくものとして否定されている。つまり、講義によれば「内容上実定的なものとは反理性的…たり得る」(VI 1 238)とされるが、著作によれば「自然法…が実定法と異なることを、両者が互いに対立し矛盾していることだと曲解するならば、それは大きな誤解であろう」(W VII 35)とされる。次に、第二回講義では理性と現実の和解は将来において達成されるべき課題と見なされるのに対し、『法哲学』では理性と現実の和解は現在において既に実現されたものと考えられている。講義によれば、世俗界と知性界・現実と理性の「対立は即目的には克服され、両者の和解が為されているが、今や国家を発展した理性の形姿、理性の現実へと形成しなければならぬ」。(VI 1 350)これに対し、著作によれば、「対立は即目的には無力なものとなって消え去って

る。…真の和解が客体的となり、国家を理性の形姿、理性の現実へと展開している。」(W VII 512)

第三に、第二回講義序文と『法哲学』序文の間には、歴史的現段階の把握と哲学の課題、総じて理性と現実の關係に関して相違が存在する。(VI 1 35-42, 82)第二回講義において、「現在の時代精神は、ヨーロッパ諸国民の中にお存在し法概念の純粹な発展を妨げている幾つかの契機に対抗している」のであり、「精神が高次の意識に達した所ではどこでも、このような制度に対する闘争は必然的である」(VI 1 232, 234)とされ、自由の実現が未だ達成されていないことは前提されている。そして、哲学の課題は、この時代精神と提携しつつ「自由の概念と現実との一致を目指す闘争に耐えぬく」(83)点に置かれる。「哲学は、個々の外的現象が如何にそれに反するよう見えても、理性的なもののみが起り得るということを認識する。」(82)従って、「哲学的法学の対象は自由の本性についての高次の概念であり、現に妥当しているものは顧みない。」(834)

これに対し、『法哲学』では歴史的発展の目標は既に達成されたかの如くであり、あるべき国家について語ることは拒絶されている。そして、哲学の課題は「自由の概念と現実との一致を目指す闘争に耐えぬく」ことではなく、「現実との和解」に置

かれる。「理性を現在という十字架における薔薇として認識し、これによつてこの現在を享受すること、この理性的洞察こそ哲学が人々に与える現実との和解である。」(W VII 27) イルティンクによれば、「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である。」(W VII 24) という命題の政治的意味はそこにあるのであつて、この命題は「復古がプロイセン及びドイツ全体を覆つた状況の下では、…現状の哲学的祝福を意味していた。」しかし、「理性的なもの現実性という言葉をヘーゲルに強要したものがこそ、現実的なものの中の非理性だつた。」(VI 182)

以上のような一八二〇年の『法哲学』と法哲学講義の間の理論的相違に注目することによつて、相争う新旧両解釈の間の従来の対立を調停することが出来るとイルティンクは考える。(VI 101-105) つまり、ヘーゲル政治哲学を自由主義的特徴づけるアヴィネリ等の近年の解釈は、その実体的核心について語る限りで正しいのに対し、他方、ヘーゲル政治哲学を復古的・妥協的と見る旧来の解釈は、その外的現象について語る限りで正しい。法哲学講義——とりわけ第二回講義——から読み取ることが出来るようなヘーゲル政治哲学の内的実体(根本思想)はリベラルかつ進歩的だが、『法哲学』におけるその外的現象は

復古政策への妥協を示すことされるわけである。⁽²⁾

(1) Franz Rosenzweig, *Hegel und der Staat*, München / Berlin 1920, Bd. 2, S. 141.

(2) VI 1 350 (12. Z.) における nur 45' VWH 284 (20. Z.) に従つて nun と読む。

(3) イルティンクはこの実体と現象の間の矛盾を、法哲学講義と一八二〇年の『法哲学』の間の通時的矛盾 (VI 1 102) であると共に、『法哲学』に内在する共時的矛盾 (VI 1 108-111) であるとも考えている。しかし、通時的矛盾と共時的矛盾の間の論理的連関についてイルティンクによる明示的説明は為されていない。従つて、以下では実体と現象の間の矛盾をもつばら通時的矛盾として解釈することとする。

(三) このような理論的解釈を前提としつつ、イルティンクは、第三に法哲学講義の資料的信頼性に関する文献学的見解を導き出す。(VI 1 113 f., 120-126) つまり、政治的嫌疑と検閲に対する絶えざる顧慮によつて理論的に規定されている限りで、一八二〇年の『法哲学』の信頼性は疑わしいのに対し、こ

のような外圧を被らない限りで、法哲学講義、とりわけ第二回講義の信頼性は著作のそれに対し優位に立つとイルテイングは主張する。もちろん、講義それ自体の資料としての信頼性はこれとは別の、純粹に文献学的な問題のはずである。この点に関して、イルテイングはベルリン全集版「追加」の編集者ガンス、並びに「追加」の底本となった第五回・第六回講義の筆記者ホトー及びグリースハイムに対してかつてホフマイスターが加えた批判を取り上げ、これに反駁する。まず、ガンスが編集した「追加」に対しホフマイスターが行った批判は、「追加」と講義の間の具体的な照合作業を欠いた根拠のない断定であると批判される。次いで、第五回・第六回講義については、同じホトー及びグリースハイムにより書き取られた一八二四—二五年冬学期の宗教哲学講義筆記録を取り上げ、これをヘーゲル自身の草稿と比較照合することによって、両者の筆記能力の信頼性が明らかにされている。(VI III 51 ff.)更に、残る第二回講義は「法哲学」以前に行われた為に、口述筆記された本文とこれに対する注解という二つの部分とから成っているが、第五回・第六回講義には存在しない前者の口述筆記部分については著作と同程度の信頼性が主張されている。(VI I 219 ff.)

第一次法哲学講義公刊をめぐる以上のイルテイングの見解は

次のように要約することが出来る。プロイセンにおけるカールスバード決議の実施という重圧の下で、ヘーゲルは一八一九年一月までにその政治的立場を転換し、既に印刷の用意が出来ていた『法哲学』草稿を改訂することによって当時の復古政策に対し妥協を行った。(伝記的記述)一八一九年三月までに為された第二回法哲学講義と一八二〇年一〇月に公刊された『法哲学』との間に見出される理論的矛盾はここから理解可能となるのであって、ヘーゲル政治哲学の根本思想は自由主義的であるにもかかわらず、それは復古政策への妥協によって絶えず歪曲されている。(理論的解釈)従って、検閲により歪められることのないヘーゲル本来の思想は『法哲学』からではなく、法哲学講義から明らかとなる。(文献学的見解)伝記的記述、理論的解釈、文献学的見解にわたるこのイルテイングの見解は、ヘーゲルをめぐる従来の解釈上の対立をヘーゲル自身の中に読み取ることによって新旧両解釈を総合せんとするものであって、ここに解釈主体における従来の対立は解釈対象そのものへと転位されることとなった。だが、西欧思想史上そびえ立つこの巨人のうちにはヤヌスの如き二つの相貌を見出そうとする試みが、他の研究者の反論を惹起したであろうことは想像に難くない。

(1) ホフマイスターによれば、「ガンスの追加の一部は講義

筆記録という素材から不完全なまま或いは恣意的に選び出されており、一部は誤解を招く誤ったものである。」

(WH X II, Vorwort 12) また、グリースハイムの筆記

録では「弟子の精神と教師の精神とがそれと分かるほどに混在し」ており、ホトーの筆記録においても「弟子の精神

を十分考慮に入れねばならない。」(Ebd., 13)

(2) イルティンクの見解においては、伝記的記述、理論的解釈、文献学的見解というこの三つの次元は分かち難い相互依存の関係のうちにあると言える。つまり、伝記的記述において示された政治的立場の転換は理論的解釈における著作と講義の間の相違により論証を強化されると共に、この理論的相違は伝記的記述によりその根拠を付与されている。また、理論的解釈に際して講義の文献学的信頼性が前提されると共に、文献学的主張は理論的解釈から得られた知見に依拠しつつ為されている。このような三者の相互依存的関係は全体としての説得力を増す反面で、その一角が崩されると全体そのものが否定されたかのような誤解を与えかねない。従って、本稿では伝記的記述、理論的解釈、文献学的見解の三者を明確に区別し、各々独立にその

適否を検討するという方法が取られる。